

災害対応における新型コロナウイルス感染症対策の取組について

内閣府(防災担当)避難生活担当

1 はじめに

避難所における感染症対策については、従来から、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月(平成28年4月改定)内閣府(防災担当))や「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月内閣府(防災担当))等により、必要な感染症対策を講じるよう自治体に対して周知を行ってきました。

昨年より、新型コロナウイルス感染症が国内で確認されており、このような新型コロナウイルス感染症禍において、災害が発生し避難所を開設する場合には、いわゆる「3密」の回避等、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期する

ことが重要であることから、政府としては、令和2年4月以降、累次の通知を発出して自治体における取組を促進するなど、支援を進めてきました。

特に、本年7月以降、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が著しく増加し、8月には1日当たりの新規陽性者数が全国で25,000人を超える状況となりました。そのため、地域によっては十分な病床の確保が困難になったところもあり、いわゆる自宅療養者も増加する状況となりました。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な事項については、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策」(「地域防災」2020年10月号)にてご紹介していますので、本稿では、基本的な事項のほか、自宅療養者の避難対応や新型コロナウイルス感染症禍の災害対応で得られた被災地での経験等を含めて、ご紹介いたします。

2 避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

避難所における感染症対策について主なものは、(1)親戚や友人宅等への避難の検討、(2)可能な限り多くの避難所の開設、(3)避難者の健康管理に関することの準備や避難者スペースの十分な確保等が挙げられます。

(1) 親戚や友人宅等への避難の検討

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要がないこと、避難先は小中学校や公民館等だけではなく、安全な親戚や友人宅等への避難についても検討していただくこと等について、昨年度より、住民の方へ周知いただくよう自治体を促してきました。

(2) 可能な限り多くの避難所の開設

避難所における「3密」を避ける等の観点か

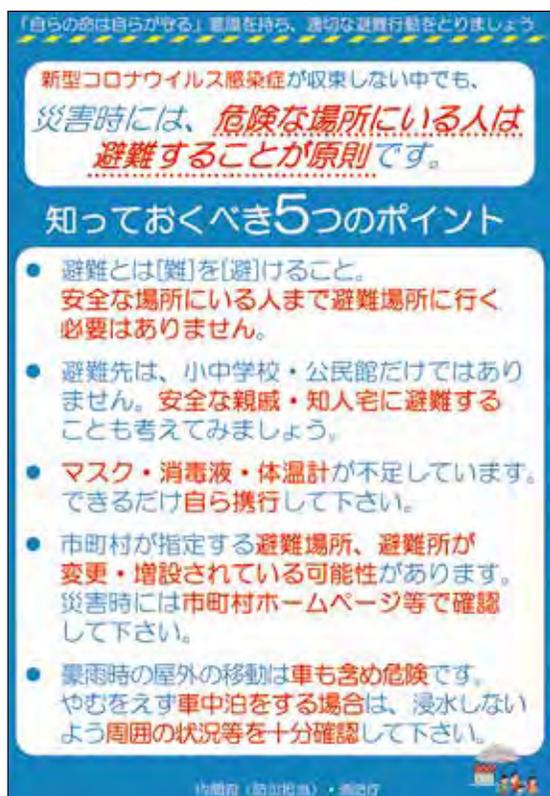


図1 新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について

ら、想定される災害の規模に応じ、あらかじめ指定した避難所である指定避難所を可能な限り多く開設するとともに、指定避難所以外の必要な避難所の確保に努めていただくことが重要です。特に、令和2年台風第10号においては、一部の避難所において収容人数に達し、他の避難所を紹介するなどした自治体の事例がありました。そのため、避難情報や避難所の混雑状況に関する情報等を、戸別受信機や固定電話への避難情報等配信サービス、自治体のホームページや防災メール等を含め、効果的に情報発信する手段について平時から検討するとともに、災害の規模を適切に判断し、必要な避難所を、できる限り当初から開設することについて、自治体に対し周知してきました。

また、避難所の確保にあたっては、ホテルや旅館、国等の研修施設等を、避難所として活用することについても検討していただくようお示しし、避難所として貸出し得る国等の研修施設等について、適宜、情報提供を行ってまいりました。昨年度以降、新型コロナウイルス感染症禍の

中、台風や大雨等の自然災害が発生しましたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、実際に、ホテルや旅館等が避難所として活用された事例がありました。

(3) 避難者の健康管理に関することの準備や避難者スペースの十分な確保等

自治体における避難所の開設・運営などの参考となるよう、避難者の健康管理に関することの準備や避難所における衛生管理のためのスペースの利用方法等の検討等について、Q&A等を作成するなどして、自治体に対し事前の準備を促してきました。

併せて、開設した避難所においては、避難者のスペースを十分に確保することや発熱や咳等の症状がある人の専用スペースの確保が重要であり、避難所における避難スペースのレイアウト等の参考としていただけるよう、動線の参考例を含めた全体的なレイアウト図、パーティションやテント等を活用した健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト図等をお示ししてきました。

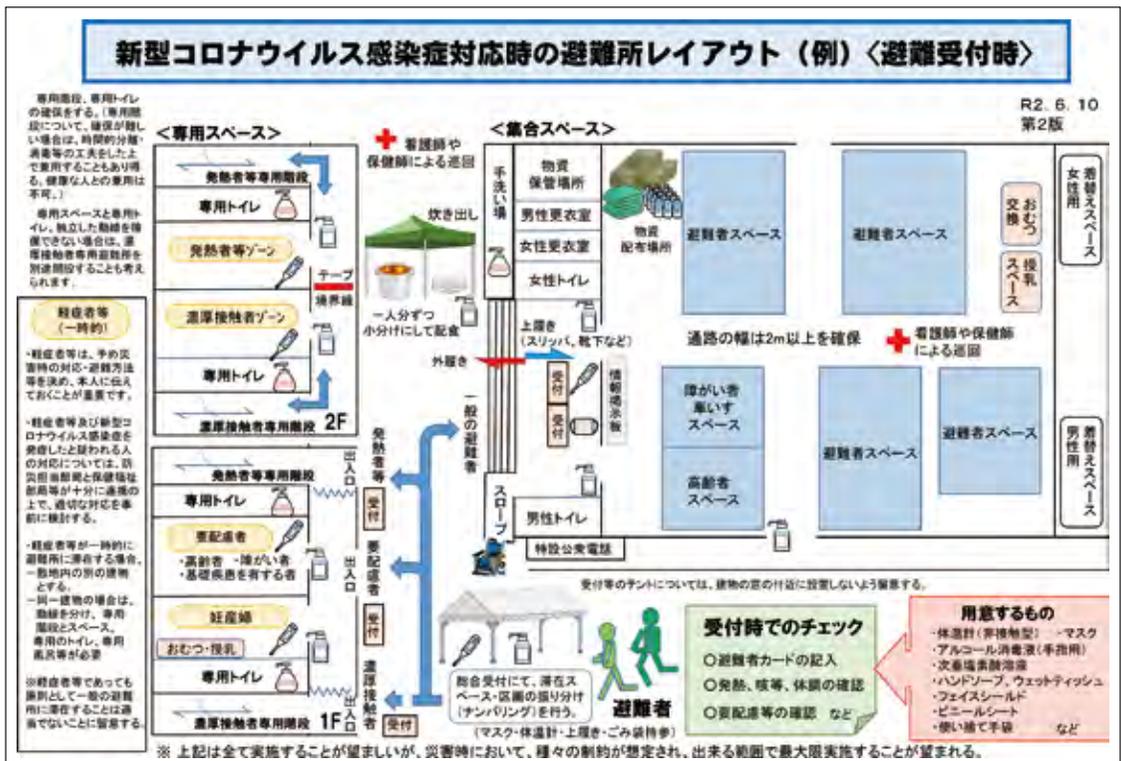


図2 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) (避難受付時)

3 自宅療養者等の災害時の対応について

1のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、自宅療養者又は濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）が増加する状況となりました。このような状況下では、自宅療養者等の避難の観点から、自宅療養者等の情報を保有している都道府県の保健福祉部局・保健所等と、災害時の対応を行う都道府県や市町村の防災担当部局等の関係部局の間で、平時及び災害時において、自宅療養者等に係る情報の共有が適時適切に行われているかどうかが課題となりました。

発災時において、自宅療養者等の円滑かつ安全な避難を実施するためには、平時から、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、自宅療養者等の避難先の確保や避難方法の伝達等についての責任主体、役割分担を決め、あらかじめ、平時及び災害時の具体的な情報共有の内容や方法を定めておくことが重要です。

また、あらかじめ、自宅療養者等の災害時の対応や避難方法等を定めておき、本人に対して伝えておくことが必要です。（参照：「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」（令和2年7月8日付け事務連絡）、「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対

策等について（周知）」（令和3年9月27日付け事務連絡）

自宅療養者の避難については、軽症者等であっても感染拡大を防止するため、災害時には、宿泊療養施設等に滞在することを原則としています。一方で、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することが出来ない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等の調整がつかまでは、一時的に待機していただくことも想定されるため、その場合には、敷地内の別の建物に滞在する等の留意が必要です。

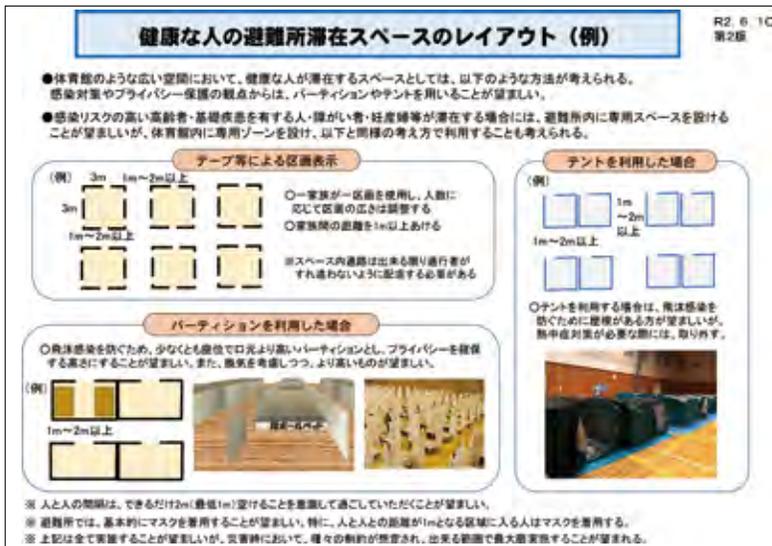


図3 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）詳細

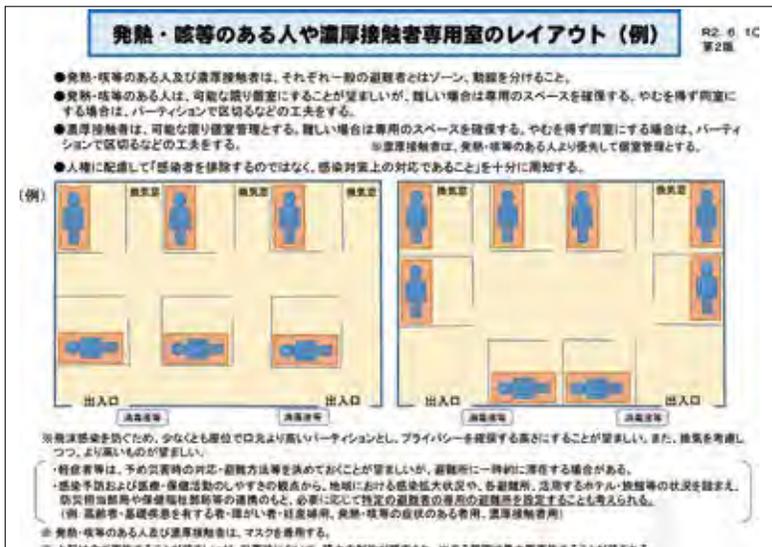


図4 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

また、濃厚接触者の避難については、可能な限り個室管理とし、個室管理が難しい場合には、専用スペースと専用トイレ、独立した動線を出る限り確保することとし、一般の避難所で十分な個室管理が難しい場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保について検討するよう促しています。

こうした考え方について、昨年度より、自治体に対して助言等に努めてきたところであり、本年9月には、自宅療養者数が増加した状況等を踏まえ、改めて周知するとともに、自宅療養者に関する災害時の対応の調整及び情報共有等の具体的な取組について、都道府県・市町村が連携して調整等を行う事例や、主に保健所が調整等を行う事例を、自治体の参考としてお示したところです。

4 災害対応で得られた被災地での経験やノウハウの周知等について

新型コロナウイルス感染症禍においても、昨年度の令和2年7月豪雨をはじめとして日本各地で自然災害が発生いたしました。政府では、実際の災害対応で得られた被災地での経験やノウハウについて共有し、今後の災害対応に生かしていくことが重要であるため、災害の都度、避難所における感染症対策の留意事項等をお示しするとともに、令和2年7月豪雨や台風第10号、今夏の大雨災害等における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例を、令和3年5月及び9月に取りまとめて、自治体に周知をしました。

取組事例の中では、避難所の発熱等の症状のある避難者に対して別室を用意して隔離するとともに、保健所及び地元の医療機関が連携して検査を実施した事例など新型コロナウイルス感染症対策に係る取組とともに、熱中症対策の観点から、冷房設備が完備された避難所を優先的に開設した事例など生活環境改善に係る取組も

「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」の対応事例（目次）

【目次】

- 1 令和2年7月豪雨、令和2年台風第10号等に伴う対応事例
 - ・「避難所カルテ」を活用した避難所運営の事例
 - ・隣接する市町村の住民を受け入れた事例
 - ・避難者や他県からの応援職員が、後に新型コロナウイルス感染症陽性と判明した場合の対応事例、及び陽性と判明した場合に備えた対応事例
 - ・ホテル・旅館、国の研修施設等を避難所として活用
 - ・避難所の開設状況等を適切に住民に周知
 - ・避難所外避難者の把握、支援、情報伝達
 - ・平成30年7月豪雨や令和元年台風19号等における避難所外避難者の把握、支援、情報伝達
- 2 災害に備えた準備の対応
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた避難所運営等の取組事例
 - ・ホテル・旅館、民間施設や国の研修施設等の活用に向けた取組事例
 - ・必要な物資や資機材等の備蓄を行った事例
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染者等に係る関係機関間の情報共有

図5 「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（令和3年5月（内閣府防災担当））の対応事例（目次）

お示しています。

また、専門家（保健師や医師会を含む。）や避難生活支援スキルの高いNPO等による、チェックリストを用いた、避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の実施状況の確認が行われ、環境が改善された事例があったことから、併せて紹介しています。

以上で言及した避難所における新型コロナウイルス感染症対策等に関連するこれまでの通知等については、自治体において取組の参考にしてもらうため、内閣府防災のホームページに掲載しています。（内閣府防災HP：<http://www.bousai.go.jp/index.html>）

5 おわりに

政府では、平時から、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項等について自治体に周知するとともに、発災時には、感染症対策を含む避難所の開設状況等を把握し、必要な助言、支援等に取り組んでまいりました。自治体における新型コロナウイルス感染症対策は概ね適切に行われ、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生は確認されておりません。

政府としても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、自治体と連携しながら、必要な助言、支援等に取り組んでまいります。